

寿 都 町 地 域 防 災 計 画
(原子力防災計画編 退避等措置計画)

令和 5 年 3 月修正

寿 都 町

目 次

第1章 総 則	1
第1節 計画の位置付け	1
第2節 計画の性格	1
第2章 退避等措置計画の基本的事項	2
第1節 緊急事態区分を判断するEALの枠組み	2
第2節 緊急事態における防護措置等	6
第3節 防護措置決定の流れ	8
第4節 防護対策区域の状況	8
第5節 防護措置の事前準備	8
第3章 緊急事態における配備体制	9
第1節 事故発生通報の流れ	9
第2節 各事態における応急活動の内容	10
第4章 広報及び指示伝達	12
第1節 伝達手段	12
第2節 伝達経路	13
第3節 伝達内容	14
第5章 屋内退避	16
第1節 屋内退避の指示基準	16
第2節 屋内退避の指示	16
第3節 屋内退避の方法	16
第4節 屋内退避の留意事項	16
第5節 コンクリート建物の状況	17
第6章 避難等	18
第1節 避難等の指示基準	18
第2節 避難先等	18
第3節 避難等手段の決定	18
第4節 避難等誘導	19
第5節 避難等ルート	19
第6節 避難ルート上の補給ポイント、避難退域時検査場所	20
第7節 自家用車避難の留意事項	20
第8節 要配慮者の対応	20
第9節 一時滞在者への対応	20

第7章 安定ヨウ素剤の服用	21
第8章 飲食物の摂取制限	21
第9章 救急医療体制	21

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の位置付け

この計画は、寿都町地域防災計画（原子力防災計画編）第 2 章第 3 節に定める退避等措置計画であって、町民等の防護対策を実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。なお、この計画は、国の原子力災害対策指針等の見直しが行われた場合には、必要に応じて、寿都町地域防災計画（原子力防災計画編）とともに見直しを行うものとする。

第 2 節 計画の性格

原子力災害は、放射線による被ばくが通常五感には感じられないことや被ばくの程度が自ら判断できないこと、災害に対処するためには放射線等に関する知識を必要とすることなどの特殊性を有していることから、原子力災害発生時における町民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るため、町民等への防護措置に関して、必要な事項を定めるものとする。

第2章 退避等措置計画の基本的事項

第1節 緊急事態区分を判断するEALの枠組み

泊発電所の状態に応じた緊急事態区分判断する枠組みについては、国が定める原子力災害対策指針（以下指針「指針」という。）によるものとし、次のとおりとする。

なお、事態の進展によっては原子力緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合があり得ることに留意するものとする。

※EAL（Emergency Action Level：原子力施設の状態に基づく緊急活動レベル）

※泊発電所1，2，3号機については、原子炉等規制法（以下「炉規法」という。）第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するまでの間は、次の1に該当する。

- 1 実用発電用原子炉（東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）使用済み燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって、照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの。

緊急事態区分	事象の概要
情報収集事態	①泊村（立地村）で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（後志管内において震度6弱以上の地震が発生した場合は警戒事態）
警戒事態 （④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）	①使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ②当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑤オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑥その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。
施設敷地緊急事態	①使用済核燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ②原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。

	③その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。
全面緊急事態	①使用済核燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ②原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

2 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

緊急事態区分	事 象 の 概 要
情報収集事態	①泊村（立地村）で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（後志管内において震度6弱以上の地震が発生した場合は警戒事態）
警戒事態	①原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御権の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。 ②原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却剤の漏えいが発生すること。 ③原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④非常用交流母線が一となった場合、当該母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母船からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。

	⑤原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑥使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑩燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪当該原子炉施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑫当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合。 ⑬オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑭当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑮その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。
施設敷地緊急事態	①原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ②原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 ③全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。 ④非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間継続すること。 ⑤原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 ⑥使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済

	燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑨火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑪炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑫燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失のおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却計の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑬原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑭その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。
全面緊急事態	①原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。 ②原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却剤の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による当該原子炉への注水が直ちにできないこと。 ③原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 ④原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑥全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。 ⑦炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容

	器内の出口温度を検知すること。 ⑧蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。 ⑨使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑩原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより、原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置も若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑪燃料被覆管の障壁が喪失及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑫原子力事業所の区域の境界付近において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業者外運搬に係る場合を除く。）。 ⑬その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。
--	---

第２節 緊急事態における防護措置等

１ 泊発電所の状態に応じた防護措置等

泊発電所の状態に応じた防護措置等については、次のとおりとする。

区 分		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
緊急事態区分	情報収集事態	- 要員参集（総務財政課） - 情報収集、連絡体制の確立	—	—	—
	警戒事態	- 要員参集 - 情報収集、連絡体制の確立	—	—	—
	施設敷地緊急事態	- 要員参集 - 情報収集、連絡体制の確立	- 町民等への情報伝達 - 今後の情報について町民等へ注意喚起	緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 屋内退避の準備

	全面緊急事態	・要員参集 ・国及び道への応援要請	・町民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避の実施 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備（配布等） 【OILに基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、体表面除染の準備
--	--------	--	--	---	---

2 放射線物質が環境へ放出された場合の防護措置等

環境放射線量率等に基づく防護措置等については、次のとおりとする。

区 分		情報提供	モニタリング	防護措置
緊急防護措置	O I L 1	・町民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施
	O I L 4	・町民等への情報伝達	・避難退域時検査の実施	【簡易除染】 ・体表面除染の実施
早期防護措置	O I L 2	・町民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【一時移転】 ・一時移転の実施
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	・町民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質濃度測定
	O I L 6	・町民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定の実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施

※O I L（Operational Intervention Level：運用上の介入レベル）

第3節 防護措置決定の流れ

町民等への防護措置については、指針で定める緊急事態区分を判断するEALの枠組み及びOILの判断基準や防護措置の考え方を踏まえ、国や道の要請・指示又は独自の判断により、前節の区分に応じ、原子力災害警戒本部長又は原子力災害対策本部長が決定する。

なお、放射性物質が放出された後は、国は、緊急事態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて行う避難等の緊急事態応急対策の実施について、助言等又は指示を行うこととされている。国が支持を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された町長は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

第4節 防護対策区域の状況

原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の状況については、北海道地域防災計画（原子力防災計画資料編）のとおりとする。

第5節 防護措置の事前準備

町長は、防護措置を行うにあたり、放射線防護施設及び屋内退避施設等を定め、あらかじめ、職員の中から退避誘導責任者、退避所責任者を指定するとともに、要配慮者を把握しておくものとする。

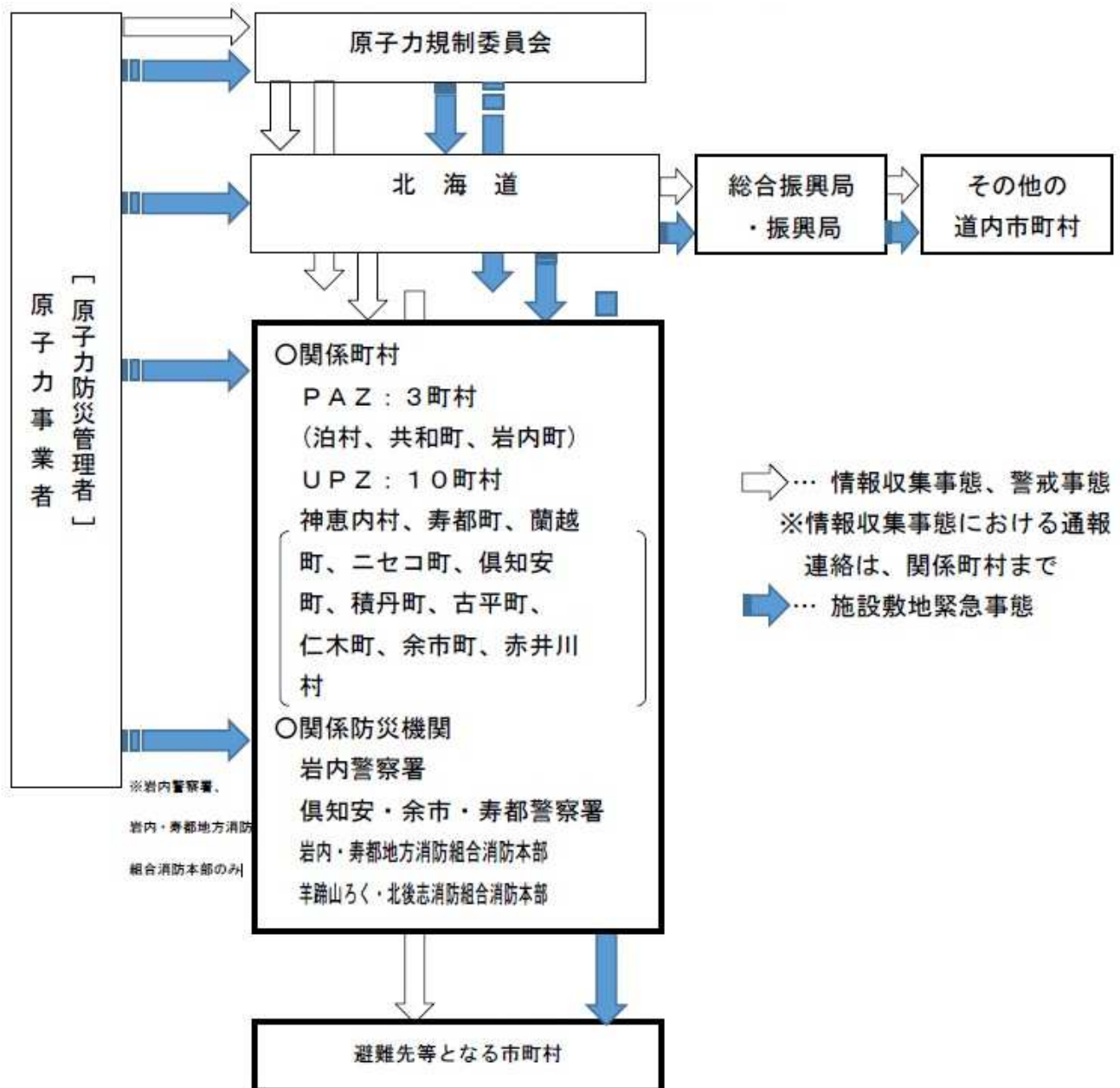
また、避難及び一時移転（以下、「避難等」という。）はバス等による輸送、鉄道輸送、海上輸送、航空輸送のほか自家用車等によるものとし、バス等や自家用車による避難予定者を事前に把握し、集合場所、避難所（一時滞在場所を含む）を定めるとともに、職員の中から避難誘導責任者及び避難場所責任者を指定しておくものとする。

なお、避難退域時検査及び簡易除染に関しては、道緊急被ばく医療活動実施要領に基づき実施するものとし、今後、道において緊急被ばく医療活動実施要領の見直しがあった場合は、その修正内容を反映させる。

第3章 緊急事態における配備体制

第1節 事故発生通報の流れ

緊急時（情報収集事態発生以降）における通報体制は次のとおり。



第2節 各事態における応急活動の内容

体制 区分	本部 設置	応急活動の内容
第1非常 配備体制	連絡会議 の設置	【国及び道等との連携】 ・国（原子力規制委員会原子力規制庁原子力規制事務所）、道（道危機対策局原子力安全対策課及び後志総合振興局地域創生部地域政策課）及び原子力事業者等との連絡調整 【事故関連情報の収集】 ・事故情報の収集管理 ・緊急時モニタリング情報、気象情報 【住民広報】 ・事故等情報に係る広報及び準備 ・町民等からの問い合わせ対応
第2非常 配備体制	警戒本部 の設置	【国及び道等との連携】 ・国、道及び原子力事業者等との連絡調整 ・現地事故対策連絡会議への参画 ・国への専門家の要請 【事故関連情報の収集】 ・事故情報の収集管理 ・緊急時モニタリング情報、気象情報 【住民広報】 ・事故等情報に係る広報 ・町民等相談窓口の設置、運営 ・報道機関との相互協力 【緊急時モニタリング】 ・緊急時モニタリングの実施（空間線量率の測定及び報告） 【防護措置】 ・屋内退避の準備（屋内退避施設等開設の準備） ・安定ヨウ素剤の配布準備

第3非常配備体制	災害対策本部の設置	【国及び道等との連携】 ・国、道及び原子力事業者等との連絡調整 ・道現地災害対策本部及び原子力災害合同対策協議会への参画 ・国、道への必要な協力の要請等 【事故関連情報の収集】 ・事故情報の収集管理 ・緊急時モニタリング情報、気象情報 【住民広報】 ・事故等情報に係る広報 ・町民等相談窓口の運営 ・報道機関との相互協力 【緊急時モニタリング】 ・緊急時モニタリングの実施（空間線量率の測定及び報告） 【防護措置】 ・屋内退避の実施（屋内退避施設等開設、町民等の受入） ・安定ヨウ素剤の配布、服用
-----------------	------------------	---

第4章 広報及び指示伝達

第1節 伝達手段

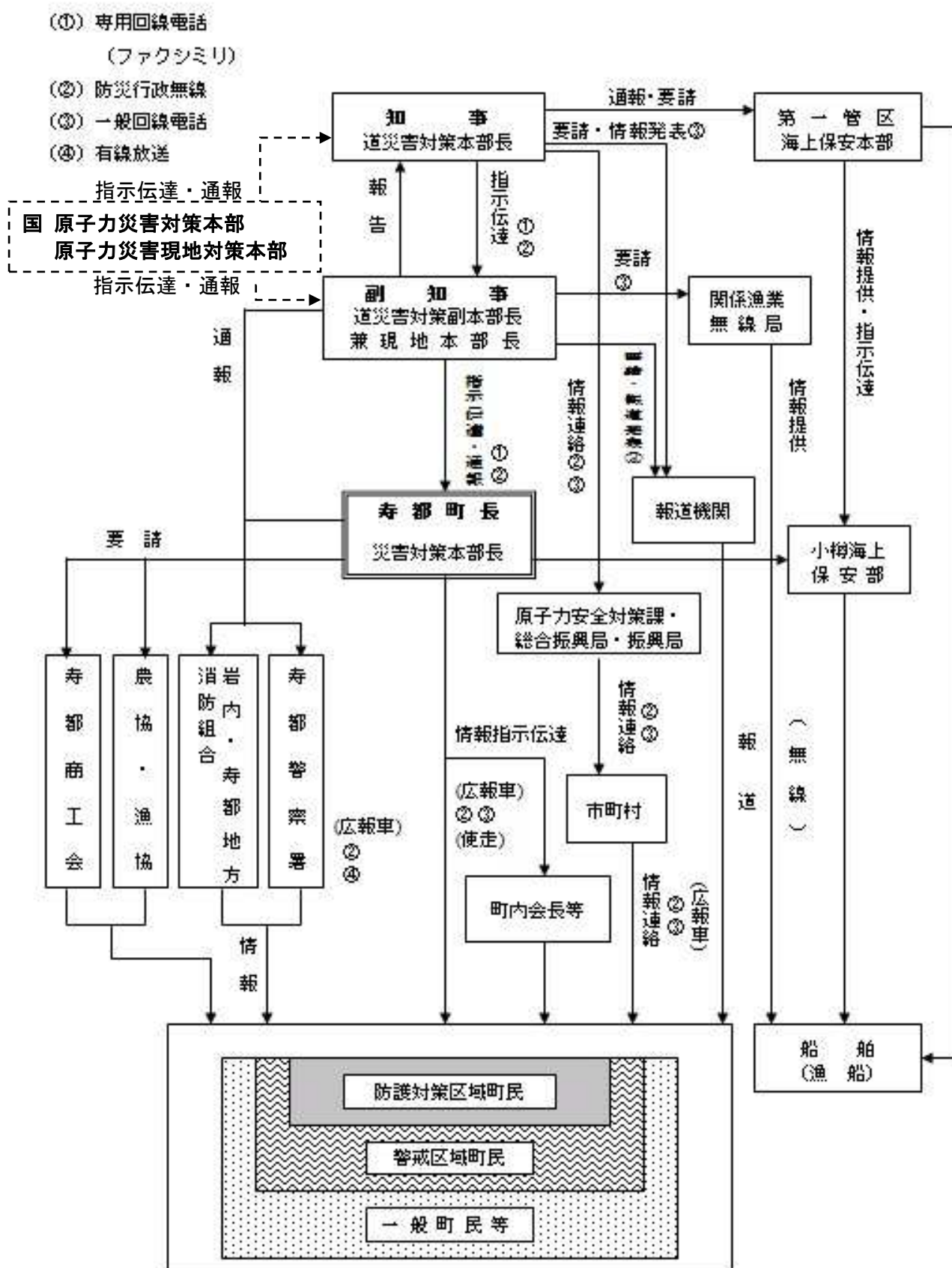
町民等への広報については、次により実施する。

- (1) テレビ等の報道機関の緊急放送
- (2) 防災行政無線による放送
- (3) 広報車による巡回広報

なお、防災関係機関等に対しては、上記手段のほか、電話・ファクシミリ等を活用し確実に伝達するものとする。

第2節 伝達経路

図3-3-1 町民等に対する広報及び指示伝達系統図



第3節 伝達内容

町民等への広報の内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 事故の概要
- (2) 泊発電所における対策状況
- (3) 災害の現況及び今後の予測
- (4) 町及び道並びに防災関係機関の対策状況
- (5) 町民等のとるべき措置及び注意事項
- (6) 避難経路における渋滞情報等
- (7) その他必要と認める事項

※広報例文

1 警戒広報

こちらは、防災寿都です。

本日午前（午後）〇時〇分頃、「北海道電力泊原子力発電所」で「□□□□□」事象が発生しました。放射性物質の放出は確認されておられません。

町民の皆さんは、不要不急の外出を控え、今後の町の広報やテレビ等の報道に注意して下さい。

現在、町では、国や道と連携し、詳しい事故情報の収集に当たっています。詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

2 屋内退避指示広報

こちらは、防災寿都です。

寿都町原子力災害対策本部から、緊急のお知らせです。

〇月〇日午前（午後）〇時〇分に発生した、「北海道電力泊原子力発電所」での「□□□□□」事象が重大事故に至り、内閣総理大臣が、本日午前（午後）〇時〇分原子力緊急事態宣言を発出しました。

放射性物質による被ばくから町民の皆さんを守るため、建物の中へ避難することが必要です。

住民の皆さんは、自宅や最寄りの公共施設などの建物の中に避難し、建物の窓や扉などの開口部を全て閉めるとともに、全ての空調設備を停止してください。また、「原子力防災のしおり」を読み、落ち着いて建物内にとどまってください。

寿都町原子力災害対策本部では、引き続き詳しい情報の収集に当たっています。状況に変化があり次第、すぐにお知らせします。

引き続き、今後の当町の広報やテレビ等の報道に注意して下さい。

3 避難指示広報

こちらは、防災寿都です。

寿都町原子力災害対策本部から、重要なお知らせです。

「北海道電力泊原子力発電所」の重大事故により、次の地区の皆さんは、広域避難先まで避難することとなりました。対象地区は、「〇〇地区、△△地区」です。バスによる移動が必要な方は、指定された集合場所に集まって下さい。なお、自家用車による避難を行う方は、指定された一時滞在場所まで交通規制を遵守し、避難して下さい。

そのほかの地域の皆さんは、次の指示があるまで、引き続き、自宅などの建物の中に避難して下さい。

寿都町原子力災害対策本部では、引き続き詳しい情報の収集に当たっています。状況に変化があり次第、すぐにお知らせします。

引き続き、今後の当町の広報やテレビ等の報道に注意して下さい。

第5章 屋内退避

第1節 屋内退避の指示基準

屋内退避については、指針で定めるEALを踏まえ、施設敷地緊急事態発生後、国や道の指示又は独自の判断により、屋内退避の準備及び屋内退避を行う。

なお、独自の判断を行う場合にあっては、町民等の被ばくリスクを低減するため気象情報（風向、風速など）や緊急時モニタリング結果等を的確に把握したうえで実施する。

第2節 屋内退避の指示

町長は、国又は知事から屋内退避の指示又は通知があったとき並びに独自の判断により屋内退避の指示を行うときは、寿都警察署及び岩内・寿都地方消防組合消防本部の協力を得て、防護対策区域内の町民等に対して速やかに屋内退避をするよう指示するものとする。

第3節 屋内退避の方法

屋内退避は、原則として町民等が自宅内にとどまるものとする。

町長は、防護対策区域内の戸外にいる町民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に避難するように指示するものとする。

町長は、町民等に対して、防災行政無線、広報車などあらゆる手段を活用して必要な情報を提供し、災害状況の迅速かつ適切な広報の実施に努めるものとする。

町長は、地震等により、屋内における屋内退避が困難な場合には町内の避難所等で屋内退避させるものとし、町内の避難所等の利用が困難な場合は、隣接する市町村の避難所等の利用について、道に調整を要請する。

早期避難が困難な要配慮者の屋内退避について、避難等の指示があった区域内の住民のうち、病院や社会福祉施設に在所していることや在宅で介護を受けていること等により早期の避難が困難な住民で、健康上の理由等から、避難よりも一旦屋内退避を優先することが必要な場合にあっては、当該住民に対して、気密性の向上等の放射線防護対策を講じた施設又はコンクリート建物での屋内退避を指示する。

道及び町は、前項の屋内退避に当たって、医療品等を含めた支援物資の提供や住民の放射線防護について留意するとともに、必要に応じて職員を派遣して住民の保護に当たらせるものとする。

道及び町は、国と協議の上、屋内退避を行っている住民について、避難先での受入体制を十分に整えた後に、住民の健康状態に十分配慮しつつ、順次避難等を行うものとする。

第4節 屋内退避の留意事項

町長は、屋内退避を実施するときは、防護対策区域内の町民等に対して、次の留意事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図るものとする。

- (1) すべての窓、扉等の開口部を閉鎖すること。
- (2) すべての空調設備、ファンヒーター等を止め、外気の流入を防止すること。
- (3) できるだけ窓際を離れて屋内中央にとどまり、テレビ、防災行政無線、広報車、緊

急速報メール等による道又は本部からの指示、情報に留意すること。

(4) 食料品の容器にフタをすること。

なお、屋内に保管してある飲食物は摂取して差し支えないこと。

(5) 帰宅した人は顔や手を洗い、着替えた衣服をビニール袋に保管し、他の衣類と区別をする。

(6) 電話による問い合わせを控えること。

(7) 貴重品や着替え用衣類その他各自の実情に応じ、避難等に必要となる物を予め、用意すること。

(8) うわさや憶測に流されず、町災害対策本部からの指示に従うこと。

(9) 町は、地震・津波など自然災害との複合災害時において、自然災害による差し迫った危険がある場合には、住民の生命の安全確保を優先して対応するものとする。

第5節 コンクリート建物の状況

施設名	所在地	電話番号
寿都町総合体育館	字開進町 187-10	62-3391
寿都町総合文化センター	字開進町 187-1	62-2100
寿都町観光交流センター	字大磯町 29-1	62-2550
寿都温泉ゆべつのゆ	字湯別町下湯別 461-1	64-5211
寿都町農村活性化センター	字湯別町下湯別 461-1	
寿都小学校	字矢追町 801-1	62-2030
潮路小学校	字歌棄町歌棄 155	64-5003
寿都中学校	字六条町 290-1	62-2158
寿都高等学校	字新栄町 136	62-2144
樽岸生涯学習研修会館	字樽岸町樽岸 172	
湯別生涯学習研修会館	字湯別町下湯別 319	

第6章 避難等

第1節 避難等の指示基準

町長は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は、国及び道と連携し、緊急時モニタリング結果及び指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、避難のための立退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。

第2節 避難先等

避難等に係る地区別の集合場所（自家用車避難者を除く）及び避難先（一時滞在場所も含む）は次のとおりとする。

地 区 名	集 合 場 所	避難先 (一時滞在場所)
政 泊	政泊会館	札幌市内ホテル 9 施設 (札幌市北区体育館)
市街地	寿都小学校	
	寿都高等学校	
	総合体育館	
	観光交流センター（みなとま～れ寿都）	
	総合文化センター	
	寿都中学校	
樽 岸	樽岸会館	
湯 別	ゆべつのゆ、農村活性化センター	
歌 棄	歌棄会館、潮路小学校	
有戸・種前	有戸・種前会館	
美 谷	美谷会館	
鮫取澗	鮫取澗会館	
横 澗	横澗会館	
島古丹・能津登	磯谷会館	

第3節 避難等手段の決定

避難等は、バス等による車両輸送、鉄道輸送、海上輸送、航空輸送のほか自家用車によるものとする。

国から避難指示案を伝達された場合は、あらかじめ把握した町民の避難手段を踏まえ、当該指示案に対する意見を述べるとともに、町民の避難等に必要な支援を道と連携し国に要請する。

本計画においては、陸路による避難を標準とするが、道路状況（道路寸断、渋滞等）により、陸路による避難が困難な場合は、原子力合同対策協議会において、国や道と協議し、避難等を行う。

(1) バス等

自家用車等の避難手段を持たない町民は、町が指定する集合場所に集合（原則、徒歩）したうえで、町が確保したバス等及び国や道の支援により確保したバス等により、避難等を行う。

(2) 自家用車等

自家用車等による避難等を行うにあつては、町災害対策本部から特段の指示がない限り、本計画に定める避難ルートを通行するものとし、警察による交通誘導などを遵守し、安全運転で避難を行う。

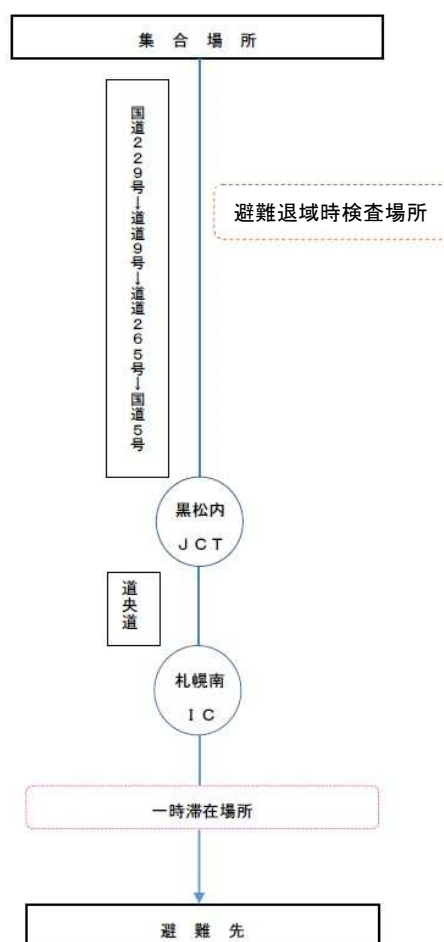
第4節 避難等誘導

町長は、避難等の措置を講じた場合は、避難誘導責任者、退避場所責任者から報告を受け、戸別訪問、避難所における確認等、あらかじめ定めた方法により町民等の避難状況を確認し、取りまとめるものとする。

第5節 避難等ルート

避難等にあたっては、次の図のとおりとする。

なお、緊急時モニタリング結果や道路状況（道路寸断、渋滞等）などにより、これにより難しい場合は、原子力合同対策協議会において、国や道と協議し、避難ルートを決定する。



第6節 避難ルート上の補給ポイント、避難退域時検査場所

町は、道と連携し、避難町民等を対象とした簡易な測定等による汚染の把握（サーベイランス）及びスクリーニングを行うとともに、汚染者の情報収集、拭き取り等の簡易な除染等の処置及び医療機関への搬送を行うものとする。

なお、今後、道において緊急被ばく医療活動実施要領の見直しがあった場合には、その修正内容を反映するものとする。

第7節 自家用車避難の留意事項

- （1）災害対策本部からの指示を待って、避難を行うこと。
- （2）交通誘導等に従い、安全運転で一時滞在場所に向かう。
- （3）避難に使用する自家用車等の燃料は常に満タンにするよう心がける。

第8節 要配慮者の対応

- （1）学校の児童、生徒、保育園の園児

学校の児童、生徒等の在学時において災害が発生した場合は、原則、下校させるものとする。ただし、下校させることが困難なときは、教諭等の監督のもと、学校施設等にとどまらせることとし、保護者等の迎えがあり次第、引き渡すものとする。

- （2）病院の入院患者、社会福祉施設の入所者

第6章第2節で町が指定する集合場所に避難等を行うことが困難な病院の入院患者及び社会福祉施設の入所者は、各施設で所有するバス等並びに町が確保したバス等及び国、道から支援を受けたバス等により避難等を行う。

なお、バス等による避難等が困難な入院患者等にあつては、国や道の支援を受けた救急車等の車両並びにヘリコプターにより搬送することとなるが、搬送手段が確保されるまでの間は、当該施設又は屋内退避施設等において、屋内退避を行うものとする。

- （3）在宅要介護高齢者・障がい者

自家用車やバス等による避難等が可能な要介護者等にあつては、自家用車及び町が確保したバス等並びに国、道から支援を受けたバス等により避難等を行う。

なお、自家用車やバス等による避難等が困難な要介護者等にあつては、国や道の支援を受けた救急車等の車両並びにヘリコプターにより搬送することとなるが、搬送手段が確保されるまでの間は、屋内退避施設において、屋内退避を行うものとする。

- （4）外国人

泊発電所における事故概要や退避等の指示等の情報が正しく伝わるよう、やさしい日本語や英語等を用いて、適切に情報提供を行うこととする。

第9節 一時滞在者への対応

観光客等の一時滞在者については、集客施設等との協力のもと、的確な情報提供に努め、早期の帰宅を求めることとし、早期帰宅が困難な場合には、屋内退避施設等への避難を促すものとする。

第7章 安定ヨウ素剤の服用

町長は、道と連携し、原子力規制委員会の判断に基づく原子力災害対策本部からの指示に基づき、町民等に対し、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。

なお、配布・服用に際しては、道が別に定める手続きに基づき、原則として医師の関与の下で速やかな配布・服用を指示するとともに、副作用等への対処体制を確保するものとする。

第8章 飲食物の摂取制限

町長は、指針に基づいたO I Lの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び道の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限及びこれらの解除を実施するものとする。

第9章 救急医療体制

初期被ばく医療機関は、緊急時において、汚染の有無にかかわらず搬送されてきた患者に対して、一般の救急医療の対象となる傷病への対応（避難指示を受け、避難場所等に避難する町民等で一般傷病者として救急診療が必要になった場合の対応を含む。）を含む初期診療をすることとされていることから、町民等の一般傷病者に対する救急医療について、岩内・寿都地方消防組合と連携して対応するものとする。

寿 都 町 地 域 防 災 計 画
(原子力防災計画編 退避等措置計画)

沿 革	平成 2 6 年	2 月 1 9 日	寿都町原子力防災計画編	退避等措置計画
修 正	平成 2 7 年	3 月 2 7 日	寿都町原子力防災計画編	退避等措置計画
修 正	平成 3 0 年	1 月 日	寿都町原子力防災計画編	退避等措置計画
修 正	令和 5 年	3 月 1 7 日	寿都町原子力防災計画編	退避等措置計画